

令和2年第2回六戸町議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月9日（火）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	盛田嘉彦	2番	松橋一男
3番	種市正孝	4番	長根一男
5番	杉山茂夫	6番	久田伸一
7番	高坂茂	8番	下田敏美
9番	川村重光	10番	円子徳通
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	総務課長	川村星彦
企画財政課長	円子富浩	税務課長	吉田史明
産業課長	高橋宏典	町民課長	小林章
福祉課長	舘泰之	建設下水道課長	外山昌彦
診療所事務長	吉田英輔	会計管理者	川原徹
教育委員会 教育委員長	瀧口孝之	教育課長	長谷智
農業委員会 委員長	金淵盛一	農業委員会 事務局局長	高橋宏典
選挙管理 委員会委員長	保土沢博昭	選挙管理 委員会 事務局局長	川村星彦
代表監査委員	吉田透	監査委員 事務局局長	高橋寿典

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋寿典	事務局次長	澤口俊博
------	------	-------	------

議事日程

日程第 1 諸報告

日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について

日程第 3 報告第 2 号 平成 31 年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

六戸町税条例等の一部を改正する条例

日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

六戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 31 年度六戸町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 31 年度六戸町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 31 年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 10 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 31 年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 11 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 31 年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 12 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 31 年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 13 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 31 年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

- 日程第 1 4 承認第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 3 1 年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 1 5 承認第 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
令和 2 年度六戸町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 6 承認第 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
令和 2 年度六戸町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 7 議案第 2 2 号 六戸町長の期末手当の特例に関する条例案
- 日程第 1 8 議案第 2 3 号 六戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議案第 2 4 号 六戸町税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 0 議案第 2 5 号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 1 議案第 2 6 号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 2 議案第 2 7 号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 3 議案第 2 8 号 令和 2 年度六戸町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 4 議案第 2 9 号 令和 2 年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 5 議案第 3 0 号 令和 2 年度六戸町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 6 議案第 3 1 号 令和 2 年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 7 議案第 3 2 号 令和 2 年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 (第  
1 号)
- 日程第 2 8 議案第 3 3 号 工事の請負契約について
- 日程第 2 9 議案第 3 4 号 財産の取得について
- 日程第 3 0 同意第 2 号 六戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 1 同意第 3 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 2 同意第 4 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 3 同意第 5 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 4 同意第 6 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 5 同意第 7 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 6 同意第 8 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 7 同意第 9 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 8 同意第 1 0 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 3 9 同意第 1 1 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 4 0 同意第 1 2 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 4 1 同意第 1 3 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 4 2 同意第 1 4 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 4 3 同意第 1 5 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 4 4 同意第 1 6 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 4 5 同意第 1 7 号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 会議録署名議員の氏名

1 2 番

苫米地 繁 雄

1 番

盛 田 嘉 彦

## 会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

開会前ですが、教育長から発言の申出がありましたので、発言を許します。  
教育長。

教 育 長（瀧口孝之君）

昨日の杉山議員への答弁内容につきまして補足説明をいたします。

6月8日の新聞報道で、端末1人1台に向けた青森県南地方自治体の方針の中に六戸町の導入予定年度が2021年度になっていることの答弁で、2020年度の誤りという回答をしましたがけれども、端末1人1台導入につきましては、できる限り2020年度中の導入を目指し早めの検討を重ねていきたいと考えておりますけれども、今年度の9月補正予算に計上し、議員の皆様からご審議いただき、さらに、実際に端末機器を購入後、契約議案等の決議を経て小中学校で使用することを想定しますと、導入は2021年度になる可能性があるということで、記事が誤りである旨をお話ししましたけれども、私の理解不足であり、訂正したいと思います。申し訳ございませんでした。

以上です。

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

ここで、杉山茂夫君と瀧口孝之教育長から6月8日の杉山茂夫君の一般質問での発言について、会議規則第63条の規定によって、固有名詞を使い発言いたしましたので、「デイリー

東北」を「報道機関」と訂正したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

したがって、杉山茂夫君と瀧口孝之教育長からの発言の訂正の申出を許可することに決定いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

おはようございます。

報告第1号 専決処分の報告について説明申し上げます。

議案書の1ページからになりますが、2ページ、3ページをごらんください。

本件は、令和2年2月17日、六戸町大字犬落瀬字前谷地の路上において、町民バスが自家用車と衝突し相手車両を損傷させたもので、この示談が成立し、令和2年3月31日に損害賠償の額47万5,651円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で報告第1号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

3番、種市議員。

3番（種市正孝君）

これ、保険のほうで全額払われているということだと思うんですけども、両方もう少し詳しくということで、お互い走行中だったんですか、それとも停車しているのにとか、その辺の過失の、保険なんかで聞くと過失の割合というのがそこで出てくると思うんですけども、そのあたりはどうなっているのかちょっとお聞かせ願いたい。

もう一つ、うちの町民バスのほう、私、年に数回利用させてもらうんですけども、結構乗っていると運転手さんそれぞれによって、ちょっと運転の仕方が皆さん個人個人で違うというところがあるんですけども、バスのほうには運行記録計とかというのが、俗に言うタコグラフですか、ああいうのはついているものなのか、またそれがついているのであればそれをたまにチェックとかしているのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。

議長（川村重光君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

町民バスの担当課でございますので、総務課のほうからお答えいたします。

バスの事故の場所は、町民バスセンターの北側の町道になります。バスが西からちょうどバスセンターに向かって走行中、相手方は反対側から来て、相手方は停止したということに気がつかず乗用車と接触したということで、過失割合は100、ゼロになります。

あと、運行状況については、タコグラフ等ありますけれども、ドライブレコーダーもついていますけれども、常時確認というわけじゃなく何かあったとき確認しております。ただ、その運転状況には、随時、安全運転、優しい運転ということで指導はしておりますので、またこれからも指導をしてまいりたいと思います。

議長（川村重光君）

3 番、種市君。

3 番（種市正孝君）

何かあったときには確認しているということだと思えるんですけども、やはり定期的あるいは抜き打ち的にチェックするということを行えば、結構、運転する方々もずっと気を引き締めて、安全運転のほうに日頃から注意するんじゃないかなというところもありますので、その辺もこれからの課題として少し考えていただければと思います。

以上です。

議長（川村重光君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第3 報告第2号 平成31年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、報告第2号 平成31年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明申し上げます。

4ページ、5ページをごらんください。

平成31年度の六戸町一般会計繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書により報告するものであります。

その内容ですが、5ページの表をごらんください。

上から順に説明いたします。



まず、6款農林水産業費、1項農業費では、事業名、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）事業、これは、おいらせ農協によるにんにくの冷蔵貯蔵施設建設への補助金であります。3億2,423万5,000円を繰り越したものであり、財源は全て国県支出金となります。

次に、同じく事業名、豚コレラ侵入防止対策緊急支援事業、これは、豚コレラ対策のための防護柵を設置する事業者への補助金であります。101万3,000円を繰り越したものであります。

8款土木費、2項道路橋りょう費におきましては、事業名、町道七百・大曲線柳沢橋架替附帯工事事業で5,640万9,000円を繰り越したものであり、財源としては国県支出金と地方債でほぼ9割ほどになっております。

次に、10款教育費、2項小学校費では、事業名、大曲小学校防音復旧事業で3,816万7,000円を繰り越したもので、財源といたしましては国県支出金と地方債で、これも9割ほどになっております。

次に、事業名、六戸町立小学校校内LAN構築事業と、1つ飛んで一番下の六戸町立中学校校内LAN構築事業については、それぞれ1,670万円と800万円を繰り越したもので、財源として多少の一般財源はございますが、ほとんどが国県支出金と地方債になります。

最後に、下から2つ目、六戸小学校鉄棒新設事業につきましては107万円を繰り越したもので、その財源につきましては全て一般財源となります。

以上で報告第2号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第2号 平成31年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町税条例等の一部を改正する条例を令和2年3月31日に専決処分したもので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれることから、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例等を改正し、専決処分したものであります。

議案書8ページから29ページまででございます。

説明補足資料は1ページから36ページまででございます。

改正内容につきましては、改正箇所が多岐にわたるため条項ごとの説明は行わず、主なものの概要のみご説明いたします。

最初に、個人町民税についてでございます。

これまで、同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦（寡夫）控除が適用されるのに対し未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっておりました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦（寡夫）控除の額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっておりました。

そこで、今回の改正では、全てのひとり親家庭に対し公平な税制支援を行う観点から、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しを行い、令和3年度分以後について適用するものであります。

1つ目は、未婚のひとり親について寡婦（寡夫）控除を適用し、控除額30万円とするものであります。

2つ目は、現行の寡婦（寡夫）控除について、所得制限、控除額等の見直しを行うものであります。

3つ目は、人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、単身児童扶養者に限定しないとするものであります。

次に、固定資産税についてでございます。

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から改正するものであります。

1つ目は、登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでにおいて、現に所有している方に対し、氏名・住所等、必要な事項を申告させることができるとするものであります。

2つ目は、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知をした上で、使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課税することができるとするものであります。これは令和3年度分以後に適用するものであります。

このほか、法令改正に伴う所要の規定の整備等を行っております。

附則は、施行期日と税目ごとの経過措置等を定めるものであります。

以上で承認第1号の説明とします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (吉田史明君)

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の30ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和2年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書32ページをお開きください。

説明補足資料36ページから38ページの新旧対照表も併せてごらんください。

このたびの改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、原則として同年4月1日から施行日となることから、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

最初に、第2条第2項のただし書は、基礎課税額の限度額を2万円引き上げ63万円とするものであります。

第2条第4項のただし書は、介護納付金課税額の限度額を1万円引き上げ17万円とするものであります。これは、今後、高齢化の進展等による医療給付費の増加が見込まれることか

ら改正するものであります。

第23条第2号は、減額措置に係る5割軽減判定所得の基準額を5,000円引上げ28万5,000円に、第3号は、2割軽減判定所得の基準額を1万円引き上げ52万円とするものであります。これは、低所得者に対する保険税の負担軽減の拡充を図るものであります。

附則第4項及び第5項は、租税特別措置法の改正に合わせた改正であります。

附則は、施行期日と適用区分について定めるものであります。

以上で承認第2号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書34ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を令和2年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書36ページをお開きください。

説明補足資料38ページの新旧対照表も併せてごらんください。

第2条の改正は、関係する省令が改正されたことに伴い、不均一課税となる適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日と改正するものであります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で承認第3号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

課長等の入替えのため、ちょっとの間休憩いたします。

休憩 (午前10時20分)

再開 (午前10時21分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

議案書の37ページからになります。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月19日専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

39ページをごらんください。

平成31年度六戸町一般会計補正予算（第5号）について、第1条第1項では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ134万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億5,361万1,000円としたものであります。

その内容につきましては、別冊の補正予算に関する説明書に基づき説明申し上げます。ご用意願います。

平成31年度六戸町一般会計補正予算（第5号）と書いてある、下のほうに令和2年3月19日という月日が入っております。

まず、歳出から説明いたします。

4ページをお開きください。

この補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、保育施設において購入する感染症予防のためのマスクや消毒液などの購入経費に対し、補助金を交付するものであります。

下段になります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の補助金に保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業）132万2,000円を計上しております。

次に、歳入についてですが、3ページになります。

この事業の財源といたしましては、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金に132万2,000円の計上となります。

以上で承認第4号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）



議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

議案書の41ページからになります。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

43ページをお開きください。

平成31年度六戸町一般会計補正予算（第6号）について、第1条第1項では、既定の歳入

歳出予算の総額からそれぞれ3,426万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億1,934万7,000円としたものであります。

第2条は、繰越明許費の追加補正について、第3条は、債務負担行為の変更補正について、そして第4条は、地方債の補正について、それぞれ、48ページの第2表、49ページの第3表、そして50ページの第4表に示しております。

それでは、補正の内容につきましては、別冊の補正予算に関する説明書に基づき説明申し上げます。ご用意願います。

平成31年度六戸町一般会計補正予算（第6号）になります。

まず、歳入から説明いたします。

3ページをお開き願います。

3ページの1款町税から6ページ3段目の12款交通安全対策特別交付金までは、歳入額が確定したことから、それぞれ所要額を補正計上しております。

6ページ下段の13款分担金及び負担金から8ページ上段の14款使用料及び手数料では、実績見合いにより調整をしたものであります。

次に、8ページから11ページにかけましての15款国庫支出金と16款県支出金につきましては、主に事業費との関連において調整をしたものであります。

12ページの上段から18款寄附金、20款繰越金、13ページ上段の21款諸収入につきましては、実績見合いあるいは額の確定により、それぞれ所要額を補正計上しております。

最後の22款町債につきましても、1目農林水産債、3目教育福祉施設等整備事業債について、事業費との関連で借入額の調整をし、それぞれ減額補正となりました。

次に、歳出について説明申し上げます。

歳出につきましては、主に事業費等の確定や実績見込みにより予算調整したものであります。

主な項目について説明いたします。

15ページからになります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の13節委託料になりますが、各種業務委託において、入札あるいは業務実績による金額の確定により合計で518万4,000円の減額計上。同じく17ページ上段の5目財産管理費では、25節積立金に財政調整基金積立と減債基金積立など、合計1億9,593万4,000円を追加計上しました。同じく中段の7目企画費の19節負担金補助及び交付金では、定住対策の2つの事業について合わせて541万9,000円を減額計

上。

続いて、21ページまで飛びます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、8節報償費において、プレミアム付商品券事業費など合計で890万9,000円の減額計上。同じく28節繰出金においては、介護保険事業、後期高齢者医療、国民健康保険事業への繰出金について、各特別会計との調整により合計で882万4,000円の減額計上。同じくその下、2目老人福祉費の20節扶助費では、養護老人ホーム入所措置費が894万1,000円の減額計上。同じく3目障害者福祉費では、22ページに移って、20節扶助費において、各種給付金など合計で4,568万3,000円の減額計上。

23ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、20節扶助費において、子ども医療費助成や子どものための教育・保育給付費等、合計で2,733万2,000円の減額計上となります。

24ページに移ります。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目診療所費では、28節国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金を1,138万円減額計上。同じく下段、2項清掃費、2目下水道費の19節負担金補助及び交付金では、浄化槽整備関連の各種補助金について、合計で696万9,000円を減額計上しております。

続いて、25ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、1節報酬について、県からの農地利用適正化交付金の確定により農業委員及び農地利用適正化推進委員への報酬を追加し、合計で415万2,000円の増額計上。同じく下段の3目農業振興費では、19節負担金補助及び交付金において、次のページになりますが、主に多面的機能支払交付金の減額により合計で1,070万8,000円の減額計上。

27ページ、6款農林水産業費、1項農業費、6目農村整備費では、19節負担金補助及び交付金において、県営集落基盤整備事業と県営農地耕作条件改善事業への負担金の確定により、合計で1,025万円の減額計上となります。

続きまして、29ページになります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費では、除雪費用の確定により、13節委託料や15節負担金補助及び交付金など、所要額を減額計上しております。

以上で承認第5号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

予算書29ページ、8・2・2・13委託料ですが、関連質問です。

最近、町道を見ると、草刈りを全然終わっていない部分が相当あるように私は見ます。国  
県道についてはもう全て終わっています。何年も前から見ているんですが、草刈りを9月頃  
までしているような感じしているんですが、やっぱり時期というのがあると思うんですけれ  
ども、道路の草刈り、最終期限をどのように定めているのかお伺いしたいと思います。

議 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

町道の草刈り業務については、5月下旬から8月下旬まで、1回ないし2回の草刈り作業  
を行っております。9月に入ってからほしないようにしております。

以上です。

議 長（川村重光君）

下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

請け負っている方を見ると強く言えないんですが、一つの施策として収入を得るようにと  
いう目的があるように町長が配慮していると思うんですが、それにしてもかなり遅いなと感  
じるのは私だけじゃないと思います。スピードアップして草刈りするように要望しておきま  
す。

議長 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

スピードアップの対策といたしましては、昨年度、乗用の草刈り機、のり面草刈り機を配備して、請負者のほうにお願いして作業のスピードアップを図っております。

以上です。

議長 長（川村重光君）

下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

一つの方法として機械化も検討してみてもいかがでしょうか。県あたりは機械化している部分はかなり今ありますので、その辺の検討をして速やかに刈るようにしていただきたい。機械化の考えはあるかどうか。

議長 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

委託業者のほうも、シルバー人材センターのほうに委託しておりまして、かなり高齢化とってきておりますので、今後、機械化も検討してみたいと思います。

以上です。

議長 長（川村重光君）

よろしいですか。

そのほかに質疑ありませんか。

山本実君。

11 番（山本 実君）

同じような質問になりますけれども、高森・館野線の植樹ますの件についてお尋ねしたいと思えます。

今現在、雑草が生えないようなシートをかぶせる工事をしているようでもありますけれども、かなりの植樹ますがあるわけでもありますけれども、これに全てこのシートをかぶせる時期ですね、完了する時期はいつ頃になるのか。

それともう一つなんですが、実は以前にも同じような工事をしているわけでもあります。それが年数がたつにつれて雑草ですから勢いが激しく、あのシートを突き破ってくるんですね。年々雑草の伸びるのが激しくなりました、結局シートそのものが、どういう表現したらいいでしょう、破けてしまっている状態なわけです。それで、今また新たにそのシートをかぶせるといことになりますと、また年数がたつにつれて同じような状況が起きる可能性が高いわけでもあります。そのときにはまた同じような工事をするのか、または別な工事を考えているのか。

私は、この植樹ますそのものを例えばアスファルト等できちっと、雑草が生えないような、そういう工事をする必要があると思うんです。そのような考えはあるのかお尋ねしたいと思えます。

議 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、高森・館野線の防草シートの工事を今年度の維持補修工事で発注しております。それで、柳沢から剪定計画では役場の周辺まで2か年計画で行う予定であります。今年度はその半分の区間を行うこととしており、8月中には完了する予定となっております。

次に、シートの厚さについてですが、恐らく15年くらい前に、前回、防草シートを貼る工事をしたと思われませんが、かなり薄い生地のシートを貼っております。それで、今回の防草シートの設置工事については、耐用年数10年以上の厚い防草シートを設置することにしておりますので、10年以上は草は生えてこないと思われま。

それで、今後については、耐用年数が長いものですので、アスファルトの舗装等については考えておりません。

以上です。

議 長（川村重光君）

いいですか。

（「はい」の声あり）

議 長（川村重光君）

ほかに。

杉山茂夫君。

5 番（杉山茂夫君）

21ページ、社会福祉総務費の中の報償費、プレミアム付商品券事業費885万4,000円の減額ですが、これはきっと、昨年10月の消費税10%に伴う子育て世帯等へのプレミアム商品券の発行事業だと思います。新聞等ではなかなか申請が来ないとかいう話も聞いておりましたが、六戸の場合には、これ、この減額の部分で見ると何%ぐらいが発行されたのかなというのがちょっと気がかりでございましたので、教えていただければと思います。

議 長（川村重光君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

お答えいたします。

プレミアム付商品券ですが、子育て世帯と、あと低所得者の部分での発行をしてという事業でございました。発行率といたしましては23%で終わってしまいました。残念ながらちょっと低い数字となっております。

以上です。

議 長（川村重光君）

杉山茂夫君。

5 番（杉山茂夫君）

きっと広報活動もいろいろしたと思うんですが、申請によるプレミアム商品券の発行というのはなかなか徹底されないなということを感じたので、これで質問を終わります。

議 長（川村重光君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。



休憩（午前10時42分）

再開（午前10時43分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書51ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、平成31年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を令和2年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書53ページをごらんください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,194万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,485万9,000円としたものであります。

今回の補正予算は、事業費の確定及び歳出との関連において予算調整したものであり、その内容につきまして補正予算に関する説明書によりご説明いたします。

説明書の43ページをごらんください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金は、普通交付金の確定により1,832万7,000円減額し、項の計で7億8,068万円といたしました。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、歳出との関連において、一般会計繰入金を361万5,000円減額し1億622万8,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

45ページをごらんください。

1 款総務費の 2 項徴税費、中段の同じく 3 項運営協議会費は、執行額を精査の上、それぞれ減額計上いたしました。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は、一般被保険者療養給付費など各目の実績見込額の精査により、次のページになりますが、項の計で1,303万6,000円減額し 6 億5,865万2,000円といたしました。同じく 2 項高額療養費は、各目の実績見込額の精査により、項の計で529万1,000円減額し8,720万円といたしました。

47ページになります。

同じく 4 項出産育児諸費は、実績見込額の精査により 252万円減額計上、中段の 3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、それから下段の同じく 3 項介護納付金分は、財源充当の変更であります。

以上で承認第 6 号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書55ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和2年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

57ページをお開き願います。

平成31年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ504万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億655万1,000円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の55ページをお開き願います。

今回の補正予算の内容は、事業費の確定見込みに基づき歳入歳出予算額を調整したものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

上段の2款使用料及び手数料、1項使用料では、下水道使用料の徴収見込額を精査し、212万3,000円を増額計上しております。

56ページをお開き願います。

上段の6款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を事業費との関連

において710万3,000円を減額計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

57ページをお開き願います。

1 款事業費、1 項総務管理費につきましては、執行見込額を精査し、項の計で338万6,000円を減額計上しております。

58ページをお開き願います。

上段の2 項建設事業費では、事業費の確定により、工事請負費、負担金補助及び交付金など、項の計で58万4,000円減額計上しております。

下段の2 款公債費、1 項公債費では、長期資金の元金・利子の支出額確定により、項の計で107万5,000円減額計上しております。

以上で承認第7号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書59ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和2年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

61ページをお開き願います。

平成31年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ276万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,905万7,000円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の63ページをお開き願います。

今回の補正予算の内容は、事業費の確定見込みに基づき歳入歳出予算額を調整したものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

下段の6款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を事業費との関連において278万7,000円を減額計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

65ページをお開き願います。

上段の1款事業費、1項総務管理費につきましては、執行見込額を精査し、項の計で91万

3,000円を減額計上しております。

下段の2項建設事業費では、事業費の確定により工事請負費を76万2,000円減額計上しております。

66ページをお開き願います。

2款公債費、1項公債費では、長期資金の元金・利子の支出額確定により、項の計で109万1,000円減額計上しております。

以上で承認第8号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩（午前10時54分）

再開（午前10時55分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書63ページから67ページとなります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和2年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

65ページをごらんください。

平成31年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,558万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,348万8,000円とするものでございます。

それでは、平成31年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

介護保険事業特別会計は67ページから82ページのところになります。

今回の補正予算の内容は、主に保険給付費の実績見込みにより歳入歳出予算額を調整したものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

69ページをごらんください。

1 款保険料では、第 1 号被保険者保険料の実績見込みにより 589 万 6,000 円を増額計上いたしました。

中段の 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金では、国負担分として 647 万 8,000 円を減額計上しました。下段の同じく 2 項国庫補助金では、1 目調整交付金のほか、項の計で 452 万 9,000 円を増額計上しました。

70ページをごらんください。

中段の 7 款県支出金、1 項県負担金では、県負担分として 442 万 9,000 円を減額計上しました。

71ページをごらんください。

9 款繰入金、1 項一般会計繰入金では、1 目介護給付費繰入金のほか、項の計で 499 万円を減額計上いたしました。下段の同じく 2 項基金繰入金では、介護保険財政調整基金繰入金 2,098 万 1,000 円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

74ページをごらんください。

下段の 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費では、保険給付費の実績見込みにより、居宅介護サービス給付費ほか、75ページにまいりまして、項の計で 1,835 万 9,000 円を減額計上いたしました。

77ページから 79ページまでに、5 款地域支援事業費がございます。こちらでは事業費の実績見込みに基づきましてそれぞれ減額計上をしております。

以上で承認第 9 号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）



質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第13 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (小林 章君)

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書68ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、平成31年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を令和2年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書70ページをごらんください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,373万9,000円とするものであります。

今回の補正予算は、事務費等の確定により予算調整したものであり、その内容につきまして補正予算に関する説明書によりご説明いたします。

説明書の85ページをごらんください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項手数料は、督促手数料を精査により1万2,000円増額し3万7,000円とし、3款繰入金、1項繰入金は、事務費の確定により、一般会計繰入金を2万9,000円減額し4,895万9,000円といたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

87ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費は、人件費等の確定により2万9,000円減額し1,264万1,000円とし、4款予備費は、1万2,000円増額し3万7,000円といたしました。

以上で承認第10号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第14 承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長 (吉田英輔君)

承認第11号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書72ページをお開きください。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、平成31年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)を地方自治法第179条第1項の規定に基づき本年3月31日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

74ページをお開きください。

このたびの補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,098万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億178万円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額につきましては第1表により、地方債の変更につきましては第2表によるものでございます。

主なものについて補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。

説明書の93ページをお開きください。

歳入につきましては、事業費の確定や実績見込みによる精査により予算調整したものでござ

ございます。

1 款診療収入は、2,979万9,000円を減額計上いたしました。

5 款繰入金は、一般会計からの繰入金を1,138万円減額計上いたしました。

次のページをお開きください。

7 款町債は、診療所事業債を114万円減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

96ページをお開きください。

歳出につきましても、事業費の確定や実績見込みによる精査により予算調整をしたものでございます。

1 款総務費は、項の計で612万3,000円を減額計上いたしました。

98ページをお開きください。

2 款医業費は、項の計で3,473万5,000円を減額計上いたしました。

以上で承認第11号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時20分まで休憩いたします。

休憩 (午前 11 時 07 分)

再開 (午前 11 時 20 分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第15 承認第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

議案書の77ページからになります。

承認第12号 専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により令和2年4月27日専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

79ページをお開きください。

令和2年度六戸町一般会計補正予算（第1号）について、第1条第1項では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ11億461万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億4,961万9,000円としたものであります。

その内容につきましては、別冊の補正予算に関する説明書に基づき説明いたします。ご用意願います。

まず、歳出から説明いたします。

5ページをお開きください。

この専決補正は、新型コロナウイルス感染症対応として1人10万円の給付金を交付する特別定額給付金事業によるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費に新たに12目新型感染症対策事業費を設け、合計で11億461万9,000円の追加計上となります。計上額のほとんどは19節補助金になりますが、需用費や役務費など関連する経費も合わせて計上しております。

次に、歳入についてですが、3ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金に特別定額給付金給付事業費補助金11億461万9,000円の追加計上となり、経費の全てが国費で賄われます。

以上で承認第12号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第16 承認第13号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

81ページからになります。

承認第13号 専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により令和2年5月15日専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

83ページをお開きください。

令和2年度六戸町一般会計補正予算（第2号）について、第1条第1項で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,830万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億7,792万3,000円としたものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づき説明いたします。ご用意願います。

令和2年度六戸町一般会計補正予算（第2号）になります。

まず、歳出から説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

この専決補正につきましても、新型コロナウイルス感染症対応によるものでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、12 目新型感染症対策事業費の19 節負担金補助及び交付金に、飲食店等支援臨時給付金交付事業の補助金1,105 万円を追加計上。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費では、子育て世代への臨時特別給付金交付事業による経費を合計で1,725 万4,000 円の計上となります。計上額のほとんどは19 節補助金になりますが、需用費や役務費など関連する経費も合わせて計上しております。

次に、歳入についてですが、3 ページをお開きください。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金に、子育て世代への臨時特別給付金給付事業補助金1,725 万4,000 円の追加計上となり、この事業の経費は全て国費で賄われます。

次に、下段の19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金には1,105 万円を増額計上し、飲食店等支援臨時給付金交付金事業経費の財源とするものであります。

以上で承認第13 号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。



これより承認第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第13号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午前 11 時 27 分)

再開 (午前 11 時 28 分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第17 議案第22号 六戸町長の期末手当の特例に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案書85ページからとなります。

議案第22号 六戸町長の期末手当の特例に関する条例案についてご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルスの影響により厳しい町内の経済状況を踏まえ、令和2年6月の町長の期末手当の額について、100分の20を乗じて得た額を減ずるものであります。

附則は、施行日と適用日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 六戸町長の期末手当の特例に関する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第23号 六戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

議案第23号 六戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書の87ページ、88ページをごらんください。説明補足資料39ページの新旧対照表も併せてごらんください。

今回の改正は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められたことにより、課税事務に支障を来さないよう改正するものであります。

附則は、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第23号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 六戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第24号 六戸町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (吉田史明君)

議案第24号 六戸町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書の89ページから92ページをごらんください。説明補足資料39ページから41ページの新旧対照表も併せてごらんください。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう改正するものであります。

最初に、固定資産税についてご説明申し上げます。

中小企業等が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの期間に生産性向上特別措置法に基づき取得した先端設備等に該当する事業用家屋と構築物に対し、取得後3年度分の固定資産税の課税標準額に乗ずる特例割合をゼロとするものであります。

なお、この特例の措置に伴う減収分については、国が新たに創設する特別交付金で全額補填することとなります。

次に、軽自動車税についてでございます。

軽自動車税環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を6か月延長し、令和

3年3月31日まで延長するものであります。この延長による減収分については、全額、国から補填されます。

次に、徴収猶予の特例に係る手続きについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり納税することが困難である納税者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が設けられたことによる手続きを定めるものであります。

次に、町民税についてでございます。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止した主催者に対し、払戻し請求権を放棄した方に対し寄附金税額控除の特例が設けられたことにより、寄付金控除の規定を定めるものであります。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する住宅借入金等特別税額控除の特例が設けられたことにより、個人の町民税の住宅借入金等特別控除について、適用期限を令和16年度分の個人の町民税まで延長するものであります。

附則は、この条例の施行日を公布の日からとし、第2条の規定の施行日を令和3年1月1日からと定めるものであります。

以上で議案第24号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 六戸町税条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第25号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

議案第25号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書の93ページから96ページまでとなります。説明補足資料41ページ、42ページの新旧対照表も併せてごらんください。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症影響緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対し国民健康保険税の免除等を行うとされたことを踏まえ、国民健康保険税の減免の取扱いについて厚生労働省から通知がなされたことに伴い、事務に支障を来さないよう改正するものであります。

改正内容は、附則に見出し及び2項を加えるものであり、15項は、減免対象となる国民健康保険税と該当となる要件を定め、16項は、申請期限を定めるものであります。

附則は、この条例の施行日を公布の日からとし、改正後の規定は、令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税について適用するものであります。

以上で議案第25号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第26号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第26号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書97ページからになります。併せて、別冊補足資料42ページからの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、国保の被保険者で給料をもらっている方が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われるため勤務できなかった場合、勤務できない日数に応じて傷病手当金を支給するため、六戸町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

98ページをごらんください。

改正内容であります。附則に傷病手当金の支給に係る規定を追加するものであり、第2項は、支給対象者を、給与等の支払いを受けている被保険者で感染または発熱等の症状があり、感染が疑われるなどし、療養のため勤務に服することができない者と定め、支給期間を、「勤務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務に服することができない期間のうち勤務に就くことを予定していた日」と定めております。

第3項は、支給額を、直近3か月に支給を受けた給与等を基に日額を算出し、その日額の3分の2に相当する額と定め、次のページの第4項は、支給期間を、支給開始日から起算して1年6か月を超えないものと定めております。

第5項から次のページの第7項までは、給与等の支払いを受けることができる場合における傷病手当金の調整について定めております。

附則は、施行期日を公布の日からとし、適用区分を令和2年1月1日からとしております。

以上で議案第26号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）



質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午前 11時 41分)

再開 (午前 11時 42分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第22 議案第27号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（館 泰之君）

議案第27号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書101ページから103ページになります。併せて、補足資料44ページもごらんください。

今回の改正は、介護保険法施行令等の一部改正により、低所得者の負担軽減強化のため保険料基準額に対する割合が示されたので、当町の軽減措置に関し定めるものでございます。

内容につきましては、低所得者の負担軽減強化として軽減割合を増加するもので、第2条第2項から第4項にかけて、町民税非課税世帯であります第1段階から第3段階までの保険料率を軽減する改正になります。軽減後の額は、それぞれ、第1段階2万7,940円で6,980円の減、第2段階4万6,560円で1万1,640円の減、第3段階で6万5,190円で2,330円の減となります。

附則につきましては、施行期日及び経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第27号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第23 議案第28号 令和2年度六戸町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(円子富浩君)

議案書の104ページからになります。

議案第28号 令和2年度六戸町一般会計補正予算(第3号)については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,651万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億9,443万4,000円とするものであります。

補正予算に関する説明書に基づき説明申し上げます。

最初に、歳出の主なものについて説明いたします。

7ページをお開きください。

なお、全般にわたっての人件費部分の補正につきましては、主に人事異動を反映し調整したものでございます。

それでは、まず2款総務費、1項総務管理費では、7目企画費において、コミュニティ助成事業に1町内会が採択になったもので、補助金に130万円を追加計上。その下、12目新型コロナウイルス感染症対策事業費になりますが、11節需用費については、マスクや消毒液等の消耗品費57万8,000円を計上、18節備品購入費については、スクールバス車両2台の購入費4,000万円

を計上、19節負担金補助及び交付金については、保育対策総合支援事業、プレミアム商品券発行支援事業、そして町内宿泊業者支援事業で合計で2,882万円を計上しております。

続いて、8ページになります。

上段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、介護保険事業特別会計繰出金887万6,000円を増額計上。これは、低所得者の介護保険料軽減に伴うもので、国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担するものであります。

同じく中段の4款衛生費、1項保健衛生費、7目診療所費では、国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金に572万5,000円を増額計上。このうち、新型感染症一般予防対策分が479万9,000円となります。

次に、9ページになります。

中段の8款土木費、4項都市計画費、3目公園費では、舘野公園等東屋等修繕工事ほかで56万2,000円を増額計上。これは、修繕材料を外材から県産材の青森ヒバへの変更に伴う増額であり、工事費の一部に森林環境譲与税を活用することとしております。

下段、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、小中学校の長期にわたる臨時休業に伴う学習の遅れへの対策として学習支援員を配置する経費や、児童数の多い大曲小学校での密対策のためのスクールバスの増便のための経費など、項の計で579万7,000円を追加計上しました。

10ページになります。

中段の10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費では、15節工事請負費に、老朽化の著しい六戸中学校教室棟屋上の防水補修工事ほかで1,238万6,000円を追加計上しました。

11ページに移ります。

10款教育費、5項保健体育費、4目学校給食費では、十和田地域広域事務組合への負担金に1,218万1,000円を増額計上。このうち、給食費2か月無償化分は593万8,000円であり、そのほかは、調理を直営から外部委託へ変更したことによる負担金の増額分などになります。

次に、歳入について説明いたします。

3ページになります。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税では、舘野公園等東屋等修繕工事での県産材活用への変更に伴い、その財源として198万円を増額計上。

中段の15款国庫支出金から4ページ中段の16款県支出金までは、歳出における関連事業に対しての国や県からの補助金と負担金を計上しております。

4 ページの下段になります。

19款繰入金、1項基金繰入金では、1目財政調整基金繰入金に9,545万5,000円を増額計上。これは、歳出合計との関連で財源不足分を調整するもので、ほとんどが歳出における新型コロナウイルス感染症対応事業への財源となるものでございます。同じくその下の6目学校建設基金繰入金では、六戸中学校教室棟屋上防水補修工事の財源として1,000万円を追加計上しました。

5 ページになります。

21款諸収入、5項雑入につきましては、主に歳入額の確定したもの等について計上しております。

以上で議案第28号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

予算書の7ページです。

2・1・12の19負担金補助及び交付金、プレミアム商品券の件ですが、先ほど説明を受けたのは、あまり売行きがよろしくなかったと、23%しか売れなかったということですが、今年のこのプレミアム商品券は同じ条件で販売するかどうかです。どのような条件で販売するかお聞きしたいと思います。

議 長（川村重光君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

お答えいたします。

今回補正計上いたしましたプレミアム商品券につきましては、プレミアム率50%を上乗せした、1万円の購入をしていただくと1万5,000円分の商品券で使えるというものになっ

てございます。発行枚数につきましては2,000冊を予定してございます。50%のプレミアム率ということで商工会と連携して販売は進めてまいりますが、相当な好評が予想されるということから、販売時期、販売方法につきましては、現在、鋭意調整中でございます。

対象者につきましては、制限はなく、町民であればどなたでも購入できるというものになってございます。

議 長（川村重光君）

下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

町内の業者にとっては非常にいいことだと思います。ぜひ早めに実施していただきたいなと思います。

以上です。

議 長（川村重光君）

ほかにありませんか。

（「町長はいかがですか、商品券の件で」の声あり）

議 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、課長が答えたとおりであります。前のものはある条件があってその方々だけということでしたが、今回はもう条件なしで皆さんがということでございます。このプレミアム率が非常に高いのでありますけれども、私はこれ、プレミアムじゃなくてプレゼントかなというような感じを持っておりますけれども、こういう特殊な状況でございますので、商工会と相談し合いながら、有効な、町内における経済活動に資するものであれば幸いだなというふうに思っていますので、これからいつの日かまたプレミアムがあっても50%は普通あり得ないのかなとは思っておりますが、今回だけは皆さんからご承認いただいて、やって

差し上げたいなというふうに思っている次第でございます。

議 長（川村重光君）

いいですか。

（「はい」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 令和2年度六戸町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩（午前11時55分）

再開（午前 11 時 56 分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第24 議案第29号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第29号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書107ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億6,570万2,000円とするものであります。

今回の補正予算は傷病手当金の新設に伴い予算計上したものであり、その内容につきまして補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。

説明書の18ページをごらんください。

2款保険給付費に6項傷病手当金、1目傷病手当金を新設し、19節の負担金補助及び交付金に、あくまでも概算ではありますが、1日当たり最大1万円と見込み、30日分の30万円を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

前のページ、17ページをごらんください。

5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金に特別調整交付金として30万円を増額計上いたしました。現在、傷病手当金の支給該当者はありませんが、今後におきまして支給に該当する案件が発生した場合、その支給額の全額が交付金で賄われることとなっております。

以上で議案第29号の説明を終わります。



議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第30号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第30号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書109ページからになります。

今回の補正予算は既定の歳出予算を調整するものであります。その内容につきまして補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

下水道事業特別会計の20ページをお開き願います。

1款事業費、2項建設事業費、1目建設費の工事請負費から小松ヶ丘処理区流域下水道接続工事を480万円減額し、補償補填及び賠償金に、電柱移転補償480万円を追加計上するものであります。

以上で議案第30号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第31号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (舘 泰之君)

議案第31号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

議案書111ページから114ページとなります。

今回の補正予算(第1号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,531万5,000円とするものでございます。

それでは、内容について補正予算に関する説明書に基づきご説明いたしますので、介護保険事業特別会計の23ページをお開きください。

今回の補正予算の主な内容は、低所得者の負担軽減強化に関するものになります。

まず、歳入の主なものをご説明いたします。

低所得者の保険料の軽減により減収となります1款保険料、第1号被保険者保険料に865万5,000円を減額計上。次に、軽減分の財源繰入れとして、9款繰入金に、低所得者保険料軽減繰入金865万5,000円を増額計上いたしました。

24ページをお開きください。

歳出については、人事異動に伴う児童手当の調整として22万円を増額計上いたしました。

以上で議案第31号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩（午後 0時03分）

再開（午後 0時04分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第27 議案第32号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

議案第32号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書113ページをお開きください。

このたびの補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ572万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,654万円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額については第1表によるものでございます。

主なものについて、補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。

説明書27ページをお開きください。

5款繰入金に、歳出予算の補正との関連におきまして、一般会計からの繰入金を572万5,000円増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

1款総務費に、診療所における課題に取り組むに当たり、専門的な見地から有識者等の意見を求めるための総合専門員や、検討委員会委員に対する報酬のほか、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための空間の分離や、ウイルス除去などの対策に係る経費で、項の計で572万5,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第32号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第28 議案第33号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長 (長谷 智君)

議案第33号についてご説明いたします。

議案書は115ページになります。併せて補足資料の45ページをご参照願います。

本議案は、次のとおり工事請負契約を締結するものであります。

工事の名称、六戸町総合体育館大規模改修工事（Ⅲ期工事）。

工事の場所、六戸町大字犬落瀬字前谷地12番地。

契約金額1億1,055万円、これは消費税を含むものでございます。

契約の相手方、住所、六戸町大字犬落瀬字千刈田2番地8、会社名、株式会社佐藤建設工業、代表者名、代表取締役、佐藤陽大。

なお、工事概要及び内容、入札結果につきましては、補足資料に記載してありますのでご参照ください。

以上で議案第33号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 工事の請負契約については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第29 議案第34号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

それでは、議案第34号 財産の取得についてご説明いたします。

議案書117ページから、補足資料46ページとなります。

本案は、次のとおり財産を取得するものでございます。

取得する財産、小型動力ポンプ付積載車1台。

契約金額、1,694万円、この金額は消費税を含む金額でございます。

契約の相手方、住所、青森市栄町一丁目12番1号、会社名、有限会社丸栄消機、代表者名、代表取締役、天内幹夫。

なお、この車両は、第2分団、上吉田に配置するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 財産の取得については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第30 同意第2号 六戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、瀧口教育長より退席の申入れがありましたので、退席を許します。

(教育長 (瀧口孝之君) 退席)

議 長 (川村重光君)

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

よって、同意第2号 六戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意いたしました。

瀧口教育長の入場を許します。

(教育長(瀧口孝之君) 入場)

議 長 (川村重光君)

瀧口教育長には、同意案件、全員起立での採決になりましたので、同意したということがあります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午後 0時13分)

再開 (午後 0時14分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第31 同意第3号から日程第45 同意第17号の六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第31 同意第3号、砂渡精一氏、日程第32 同意第4号、坂岡正晴氏、日程第33 同意第5号、松嶋清治氏、日程第34 同意第6号、目時隆幸氏、日程第35 同意第7号、田中誠氏、日程第36 同意第8号、四木俊一氏、日程第37 同意第9号、沖沢恵美子氏、日程第38 同意第10号、沖澤勝氏、日程第39 同意第11号、金沢幸弘氏、日程第40 同意第12号、金淵亘氏、日程第41 同意第13号、母良田昭氏、日程第42 同意第14号、下田利昭氏、日程第43 同意第15号、田中裕紀氏、日程第44 同意第16号、新山秀男氏、日程第45 同意第17号、斎藤正氏についての15件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

それでは町長より説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田 豊君)

それでは、同意第3号から同意第17号の六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、各同意案に共通する事項及び15名の委員候補者についてご説明申し上げます。

このたび、農業委員会委員の任命につきましては、平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会委員の選出方法が従前の公選制から任命制となったことから、今年7月の当町農業委員会委員の改選に当たり、今年3月2日に開催した委員候補者選考委員会の選考・審査を経て提案するものであり、任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3か年となっております。

なお、委員の構成に当たっては、法の定めにより、委員の過半数を認定農業者で占めること、また、農業委員会の所掌の事項に関して利害関係を有しない者を1名以上置くこと、女性委員を1名以上登用すること、50歳以下の委員の登用を促進することのほか、委員の構成が町内の一部の地域に偏在しないよう地域バランスを配慮するとされております。

それでは、15名の委員候補者についてご説明申し上げます。

同意第3号でございます。住所、六戸町大字犬落瀬字五人役69番地2、氏名、砂渡精一氏、生年月日、昭和30年5月22日であります。なお、砂渡氏は認定農業者であります。

次に、同意第4号は、住所、六戸町大字折茂字畑刈下112番地、氏名、坂岡正晴氏、生年月日、昭和39年1月31日であります。なお、坂岡氏は認定農業者でございます。

次に、同意第5号は、住所、六戸町大字下吉田字沼田34番地、氏名、松嶋清治氏、生年月日、昭和31年2月13日であります。なお、松嶋氏は認定農業者でございます。

次に、同意第6号は、住所、六戸町大字犬落瀬字坪毛沢964番地2、氏名、目時隆幸氏、生年月日、昭和48年3月17日であります。なお、目時氏は認定農業者でございます。

次に、同意第7号は、住所、六戸町大字鶴喰字鶴喰24番地、氏名、田中誠氏、生年月日、昭和36年3月10日であります。なお、田中氏は認定農業者でございます。

次に、同意第8号は、住所、六戸町大字犬落瀬字岡沼103番地1、氏名、四木俊一氏、生年月日、昭和27年1月8日であります。なお、四木氏は認定農業者でございます。

次に、同意第9号は、住所、六戸町大字折茂字沖山106番地140、氏名、沖沢恵美子氏、生年月日、昭和25年12月15日であります。なお、沖沢氏は認定農業者であり、女性委員に該当する者であります。

次に、同意第10号は、住所、六戸町大字犬落瀬字七百86番地71、氏名、沖澤勝氏、生年月日、昭和30年5月21日であります。なお、沖澤氏は認定農業者でございます。

次に、同意第11号は、住所、六戸町大字犬落瀬字金矢67番地、氏名、金沢幸弘氏、生年月日、昭和28年2月16日であります。なお、金沢氏は認定農業者でございます。

次の同意第12号は、住所、六戸町大字犬落瀬字金沢1番地4、氏名、金淵亘氏、生年月日、昭和49年12月22日であります。なお、金淵氏は認定農業者でございます。

次の同意第13号は、住所、六戸町大字折茂字沖山106番地2、氏名、母良田昭氏、生年月日、昭和31年8月14日であります。なお、母良田氏は認定農業者でございます。

次に、同意第14号は、住所、六戸町大字犬落瀬字七百55番地181、氏名、下田利昭氏、生年月日、昭和29年9月22日であります。なお、下田氏は認定農業者でございます。

次の同意第15号は、住所、六戸町大字犬落瀬字佐野谷地2番地8、コーポ豊川1-B号室、氏名、田中裕紀氏、生年月日、昭和54年1月17日であります。なお、田中氏は認定農業者でございます。

次に、同意第16号は、住所、六戸町大字折茂字前田180番地、氏名、新山秀男氏、生年月

日、昭和24年5月15日であります。

次に、同意第17号は、住所、六戸町大字犬落瀬字権現沢95番地2、氏名、斎藤正氏、生年月日、昭和15年8月2日であります。なお、斎藤氏は、農業委員会の所掌事項に関して利害関係を有しない者に該当するものであります。

以上15名を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上で説明とさせていただきます。

議長（川村重光君）

町長の説明が終わりました。

それでは、日程第31 同意第3号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

着席してください。

よって、同意第3号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第32 同意第4号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第4号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第33 同意第5号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第5号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原

案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第34 同意第6号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 長(川村重光君)

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第6号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第35 同意第7号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。



提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。  
これより同意第7号を採決いたします。  
この採決は起立によって行います。  
賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

起立全員であります。  
お座りください。

よって、同意第7号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第36 同意第8号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第8号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第37 同意第9号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第9号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第38 同意第10号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第10号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第39 同意第11号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（川村重光君）

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第11号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第40 同意第12号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第12号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第41 同意第13号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第13号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第42 同意第14号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第14号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第43 同意第15号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第15号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原



案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第44 同意第16号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第16号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第45 同意第17号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。  
これより同意第17号を採決いたします。  
この採決は起立によって行います。  
賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

起立全員であります。  
お座りください。  
よって、同意第17号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。  
以上で本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。  
これをもちまして令和2年第2回六戸町議会定例会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

閉会 (午後 0時38分)